

## 「高砂市民病院で使用するガス調達」に関する質問回答

1	質 問	<p>入札説明書 3 入札参加資格審査確認に関する事項 (1) ケ 「この公告の日から過去2年間の間に、高砂市民病院で使用するガス調達の契約と同規模以上の都市ガス供給契約（12か月以上の期間であるものに限る。）を高砂市又は他の官公庁と締結し、履行した実績を有し、又は現に履行中であることを示す都市ガス供給契約実績表（官公庁対象）（任意様式）」</p> <p>入札説明書 7 入札保証金及び契約保証金 (2) 「（中略）契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。」</p> <p>契約書（案） 第8条（契約保証金）「受注者は、（中略）月額平均料金（税込み）に12を乗じて得た額の10分の1以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めた場合は、この限りでない。」</p> <p>高砂市契約規則（契約保証金）第30条（3） （中略）その者が過去2年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>公告（6）イ 契約保証金 （7クによる月額平均のガス料金に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>質問 1. 入札参加資格審査申請書類「都市ガス供給契約実績表」の提出をもって弊社は、契約保証金の免除対象となりますでしょうか。 2. 免除とならず契約保証金の免除を受けるために必要な申請書類や条件が別途設定されている場合、入札書提出期限までに内容を確認させていただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>1. 入札参加資格審査申請書類の1つである「都市ガス供給契約実績表」の記載内容により契約保証金を免除とすることが出来るかを判断できます。 2. 1.により契約保証金が免除とならない場合は、契約保証金の免除を受けるために必要な書類や条件を、入札書提出期限までに協議の上、お示しします。</p>

2	<p>質 問</p>	<p>入札説明書 8 入札に関する条件 「(7) 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状(様式3)を契約担当者に提出すること。」</p> <p>入札書 注5 代理人が入札する場合には、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、かつ、委任状に押印した代理人の印を押印してください。</p> <p>質問 弊社は高砂市さまに代表取締役社長から委任された業務部長を受任者として業者登録しております。したがって、本入札に關しての代表者は業務部長としてとらえてよろしいでしょうか。また、改めての委任状は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>
	<p>回 答</p>	<p>よろしいです。</p>
3	<p>質 問</p>	<p>公告 6 (7) ク「見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載すること。」</p> <p>入札説明書 8 (8) 「(前文略) 見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載すること。」</p> <p>入札書「注3 入札金額は、消費税及び地方消費税額を含まない金額で記載してください。」</p> <p>入札金額積算内訳書 「(2) 1年間のガス料金(税抜き)」 「(3) 月額平均のガス料金(税抜き)」 「ガス単価には単価調整額を含み、消費税及び地方消費税相当額については含まないものとし、小数点第2位までとする。」 「入札書の入札金額と入札金額積算内訳書記入額(3) 月額平均のガス料金一致すること。」</p> <p>質問 入札金額積算内訳書が税抜(消費税加算前)になっておりますので、入札金額積算内訳書の(3) 月額平均のガス料金の数字を入札書に記載すればよろしいでしょうか。</p>
	<p>回 答</p>	<p>よろしいです。</p>

4	質 問	<p>入札説明書 8 入札に関する条件（9）  「入札書に記載した金額について入札金額積算内訳書（様式5）を作成し、これを入札書とともに提出すること。当該内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、<u>当該内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。</u>」</p> <p>仕様書9（3）  「平均原料価格は全日本通関統計値を用いることとし、根拠資料を添付すること。」</p> <p>入札金額積算内訳書  「<u>平均原料価格は全日本通関統計値を用いることとし、根拠資料を添付すること。</u>この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて提出すること。」</p> <p>公告6（7）ケ  「入札書に記載した金額について入札金額積算内訳書を作成し、これを入札書とともに提出すること。当該内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、<u>当該内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。</u>」</p> <p>質問  （様式5）入札金額積算内訳書の平均原料価格を算出した根拠資料として、弊社様式の内訳書を入札書と同時に提出させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
5	質 問	<p>入札説明書 8 入札に関する条件（9）  「（中略）なお、積算に用いた単価及び算出式は、契約期間中変更せずに適用するものとする。」</p> <p>公告 6（7）ケ  「（中略）なお、積算に用いた単価及び算出式は、契約期間中変更せずに適用するものとする。」</p> <p>質問  契約期間中に供給条件が改定される可能性があります。算出式等が変更になる場合、予めご提示し承認を頂ければよろしいでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

質 問

入札説明書 1 3 (2)

「(2) この入札による契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約を締結した翌年度以後において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することがある。」

仕様書 1 1

「高砂市民病院におけるガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り、又は下回ることができる。ただし、この仕様書に記載の契約年間最低引取量に満たない場合、契約最大使用量を超過した場合、契約最大需要期使用量を超過した場合に対し補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を契約時に提示すること。」

仕様書 1 4 その他 (2)

「この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借者の支出予算において減額又は削除があった場合、賃借者は、この契約を変更し、又は解除することができる。」

契約書（案）第 1 2 条

「発注者の年間契約ガス量は、発注者と受注者の協議により年度毎に見直しができるものとする。また、それによりガス単価の変更ができるものとする。」

契約書（案）第 1 3 条

「各種精算額については受注者の供給条件等による。」

契約書（案）第 1 4 条

「この契約に変更が必要な場合は供給条件等を基に変更を行うものとする。

2 前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。」

契約書（案）第 2 2 条

「この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約期間中であっても、この契約を締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。」

質問

弊社の供給条件では、契約年間引取量（年間使用量の 70% 以上）の未達、最大使用量および最大需要期使用量の超過、中途解約、中途変更の場合において精算額が発生いたします。また、弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただきますので協議に応じることはできません。ご了承いただけますでしょうか。

回 答

よろしいです。

7	質 問	仕様書 2 (4) 対象計量器 質問 今回の契約の対象となるガスメーターのメーター号数について御教示頂けますでしょうか。
	回 答	対象計量器 種類 番号 供給圧力 用途 メーター号数 CR350 1189 中圧B ボイラ 350号 M50GP 6920 低圧 厨房 50号 M10GP 0035 低圧 一般 10号
8	質 問	仕様書 3 使用条件の概要 「(3) 契約最大使用流量 190 m <sup>3</sup> /hr」  契約書(案) 別紙 第1条 「契約最大ガス使用量 190 m <sup>3</sup> /hr」 質問 契約最大使用量は直近1年の実績の最大値でしょうか。実績でない値を記載されている場合、落札後最大使用量について協議させていただき、単価が変更となる可能性があります。ご了承いただけますでしょうか。
	回 答	よろしいです。

9	質 問	<p>仕様書 4 供給期間 「令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間とする。」</p> <p>契約書（案） 第7条 「契約期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。」</p> <p>公告 1（3） 「契約期間 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで」</p> <p>質問 検針日は一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが決定するため、小売業者では決めることができません。休日等で変動の可能性がありますので、弊社が落札した場合、以下の表現に変更いただけますでしょうか。 「令和8年6月定例検針日の翌日から令和9年6月定例検針日まで」</p>
	回 答	よろしいです。
10	質 問	<p>仕様書 8 検針日及び計量 「検針日は原則毎月月末とする。ただし、それに依りがたい場合は一般ガス導管事業者が定める日とする。また、末日が休日にあたる場合には、原則として、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。この場合には、末日に検針したものとみなす。」</p> <p>契約書（案） 第11条 「検針日は原則毎月月末とする。ただし、それに依りがたい場合は一般ガス導管事業者が定める日とする。また、末日が休日にあたる場合には、原則として、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。」</p> <p>契約書（案） 第15条 「料金の算定は、1月（毎月1日から当該月末日までの期間をいう。）のガス使用量により行う。」</p> <p>質問 質問9と重複致しますが、検針日は一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが決定するため、小売事業者が決めることが出来ません。そのため仕様書8や契約書（案）第11条の「当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針」や、第15条の「1月」とならない可能性もございません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

11	質 問	<p>仕様書 9 料金制度 (1)  「ガス料金は、原料費料金、託送料金、諸経費料金とする。ただし、供給するガス会社の料金体系が異なる場合は別途協議する。」  質問  弊社のガス単価は、原料費、託送料金、諸経費すべてを包含したうえで算定いたします。そのため、原料費、託送料金、諸経費を分ける事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
12	質 問	<p>仕様書 9 料金制度 (2)  「令和7年1月～令和7年12月までの公表値の平均原料単価 (LNG: 87,483円/t、LPG: 85,103円/t) を用いて算出する。  (中略) 契約締結における原料費料金は、受注者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱う」</p> <p>仕様書 9 料金制度 (3)  「平均原料単価は全日本通関統計値を用いることとし、根拠資料を添付すること。」  質問  入札時の単価料金は、平均原料単価 (LNG: 87,483円/t、LPG: 85,103円/t) を用いて算出し、契約後実際のご請求は弊社の供給条件に基づき、弊社購入の原料単価を用いて原料費調整額を算出してよろしいでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
13	質 問	<p>仕様書 10 (2)  「単価調整とは、入札時に算出された原料費調整額と、請求時に算出された原料費調整額との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。」</p> <p>契約書 (案) 別紙 第2条  「単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減した単価」  質問  弊社の単価調整制度は、大口供給条件で規定する基準平均原料単価と請求時の平均原料単価の差額を基準平均原料単価に増減して請求時の単価とします。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

14	質 問	<p>仕様書 10 (3)  「原料費調整額とは、一定期間内の原料コストの変動に伴い、各社の基準となるガス量単価に修正を加えるべき増減分を意味する。」</p> <p>契約書 (案) 別紙 第2条 (料金算定方法)  「料金 = (単価調整 × 検針により計量した使用量 + 託送費 + 諸経費) × (1 + 消費税率)」</p> <p>質問  ガス料金の調整については、弊社は供給条件で定めており、料金を以下のように計算の上決定します。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  ガス料金 = (基準単位料金 (託送料金を含む) + 0.081円 × 原料価格変動額 ÷ 100円) × ガス使用量 + 消費税及び地方消費税</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  ガス料金 = (基準単位料金 (託送料金を含む) - 0.081円 × 原料価格変動額 ÷ 100円) × ガス使用量 + 消費税及び地方消費税</p>
	回 答	よろしいです。
15	質 問	<p>仕様書 13 保安に関する事項  「万が一緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、ガス供給者は一般ガス導管事業者と協力し、速やかかつ適切に対応すること。」</p> <p>質問  臨時供給における設備は原則、一般ガス導管事業者が保有しております。供給者としての保有は必須でしょうか。また緊急対応が発生した際に、臨時供給設備を用いた供給を確約することはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	落札後、協議の上対応します。
16	質 問	<p>仕様書 14 その他 (3)  「契約は、供給期間におけるガス需給についての基本契約とする。なお、各年度供給開始時に供給条件についての詳細事項を定めた需給契約を締結する。」</p> <p>質問  弊社は1年間を通じての年間契約であり年度毎で区切ることができません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

17	質 問	<p>仕様書 14 その他（4）  「この仕様書に記載がない事項については、ガス調達事業者が定めるガス供給条件等に準ずるものとし、発注者と受注者において協議する。」  質問  弊社が落札した場合、「ガス調達事業者」を「ガス小売事業者」に変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
18	質 問	<p>契約書（案） 第3条（権利義務の譲渡等の禁止）  「受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」  第4条（守秘義務）  「（前文略）発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない」  質問  1. 弊社は検針業務、料金事務等を外部委託しております。また、落札後の契約手続き、契約締結後の問い合わせ対応等について当社100%出資の関係会社に委託する場合がありますがご了承いただけますでしょうか。  2. 上記の委託に関してあらかじめ発注者の書面による承諾が必要な場合、入札書の提出期限までに内容を確認させていただきますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

19	質 問	<p>契約書（案） 第5条  「（前文略）内訳書の区分及び単価に基づき記載（各金額には消費税及び地方消費税を含む。）」</p> <p>質問  弊社は単価を税抜で提示します。また、入札内訳書にも単価は税抜で記載するよう指示がございます。弊社が落札した場合、「（各金額には消費税及び地方消費税を含む。）」を削除いただけますでしょうか。  また、弊社が落札した場合、以下の文言を追加していただけますでしょうか。</p> <p>（1）基準単位料金（税抜） 1立方メートルにつき 円  （基準平均原料価格） 円/トン  （2）調整単位料金  （1）の基準単位料金をもとに供給条件により算出した1立方メートル当たりの単位料金とする。</p>
	回 答	よろしいです。
20	質 問	<p>契約書（案） 第16条  「検針日の翌日から起算して30日以内にそのガス料金を支払うものとする。  2 受注者は、発注者が前項に規定する期日までに支払を完了することができるよう、その月の検針日の翌日から原則として8日以内に前項の規定による請求を行うものとする。」</p> <p>質問  1. 弊社は検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。ご了承いただけますでしょうか。  2. 請求期限に関して、4月と12月末の検針分の請求には猶予をいただけますでしょうか。</p>
	回 答	1. よろしいです。 2. よろしいです。

	<p>質 問</p>	<p>契約書（案） 第 18 条  「受注者は、前条第 3 項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第 2 号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。</p> <p>(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。  (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。」</p> <p>質問  1. 「停電により受注者が発注者に損害を与えたとき」と記載がありますが、ガス需給契約における具体的な事例を御教示いただけますでしょうか。  2. 弊社基本約款により「30. 供給又は使用の制限等」の事由で弊社は供給停止・制限を行うことがあること、その事由の場合、弊社は自己の責に帰すべき事由とは認めないこととなっております。ご了承いただけますでしょうか。</p>
<p>21</p>	<p>回 答</p>	<p>契約書（案）（損害賠償）第 18 条につきまして、下記のとおり訂正させていただきます。</p> <p>（誤り）：  （損害賠償）  第 18 条 受注者は、前条第 3 項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第 2 号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。</p> <p>(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。  (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p> <p>（正）：  （損害賠償）  第 18 条 受注者は、前条第 3 項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。</p> <p>(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由を除き、受注者が発注者に損害を与えたとき。  (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p>

22	質 問	<p>契約書（案） 第23条  「この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。」  質問  弊社が落札した場合、以下の表記に変更いただけますでしょうか。  「この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、受注者の供給条件に基づいて定めるほか必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。」</p>
	回 答	<p>落札後、協議の上作成するものとします。</p>
23	質 問	<p>契約書（案） 契約者及び体裁  質問  1. 弊社が落札した場合、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけますでしょうか。  2. 契約者は高砂市さまに受任者として登録している、業務部長名になりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>1. 合綴は可能ですが、落札後の協議によるものとします。  2. よろしいです。</p>
24	質 問	<p>指名競争入札に関する特記事項【郵送による方法】（2）  「入札書類は二重封書とし、入札書及び入札金額積算内訳書を同封のうえ封印した内封書と入札参加資格確認通知書（写し）を外封書に入れて封印すること」  入札書及び封筒記載例 内封筒記載例  「代表者印」「入札参加申請の時に届けた使用印であること」  質問  弊社は郵送で入札予定です。  1. 入札書と内訳書は内封書に同封するのみでよろしいでしょうか。あるいは、ステープラー等で綴じ合わせし、割印が必要でしょうか。  2. 質問2と致しますが、弊社は高砂市さまに代表者の受任者として業務部長を届出しており、入札書と入札金額積算内訳書には受任者である業務部長の記名及び業務部長の丸印を押印し提出してよろしいでしょうか。  3. 封印は以下の内容でよろしいでしょうか。  ・入札書・内訳書を入れる封筒（内封書）の封印：入札書に押印する業務部長の丸印  ・郵送する封筒（外封書）の封印：「緘」印</p>
	回 答	<p>1. 配布書類「入札書及び封筒記載例」、左側「内封筒記載例」に記載されていますとおり、内封筒に入札書と内訳書を綴じこみのうえ、割印、のりづけとさせていただきます。  2. よろしいです。  3. よろしいです。</p>

25	質 問	<p>指名競争入札に関する特記事項  「○入札書日付：入札前日までの日付で作成する。  提出期限を入札前日とすることから、入札日ではなく入札前日までの日付で作成すること。」  質問  入札書に記載する日付は、入札前日までの弊社からの発送日を記入すればよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
26	質 問	<p>高砂市契約規則 第28条  「2 契約担当者は、契約の相手方が決定した日から10日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。」  質問  契約締結にあたり社内確認や押印に時間を要する場合があります。落札後、契約書の締結までの期間を協議いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
27	質 問	<p>暴力団排除に関する特約 第7条（誓約書の提出等）  「受注者は、本契約の契約金額（契約期間全体の総額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、本契約の締結時までに、次に掲げる事項を記載した誓約書（高砂市指定様式。以下「誓約書」という。）を提出するものとする。」  質問  誓約書の提出は落札後でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

28	質 問	<p>公告6 入札手続等(6)入札保証金及び契約保証金イ契約保証金、入札説明書7 入札保証金及び契約保証金(2)契約保証金に關しまして、「契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りではない。」と記載がございますが、弊社は該当しておりますでしょうか。また、免除となる場合、その際に必要な書類等がございますでしょうか。</p>
	回 答	<p>現段階では入札参加希望者様が契約保証金について免除されるかどうかの判断はいたしかねます。  契約規則第30条第3号「施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とあり、入札参加資格審査申請書類の1つである「都市ガス供給契約実績表」の記載内容により契約保証金を免除とすることが出来るかを判断できます。免除出来ない場合、落札者様には落札時に「過去2年間に市（高砂市及び当院を含む高砂市関連機関）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結」した実績を書面にて提出していただきます。</p>
29	質 問	<p>公告6 入札手続等(7)入札に関する条件ク、入札説明書8 入札に関する条件(8)「単価契約」、入札説明書8 入札に関する条件(9)「契約期間におけるガス使用量の単価(単価調整)を設定することを条件とする」と記載がございますが、弊社の料金体系は弊社供給条件及び料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額(いわゆる外税方式)と規定しております。入札時は弊社供給条件及び料金表に基づいた内容で算定させていただいたものから「月数平均のガス料金」を算出いたします。また、弊社が落札させていただいた場合は、上記のとおり弊社供給条件及び料金表に基づいた内容でご契約をさせていただきます。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
30	質 問	<p>公告6 入札手続等(7)入札に関する条件ク・ケ、入札説明書8 入札に関する条件(8)(9)、仕様書10 ガス料金の単価調整(1)に關しまして、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。(2か月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2か月間適用) ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

31	質 問	<p>仕様書3使用条件の概要、仕様書1 1 契約年間ガス使用量の増減、契約書(案)第1 4条(契約の変更等)2項、契約書(案)(別紙)第1条(契約量)に関しまして、下記の事象が発生した場合は、弊社供給条件・料金表に基づき精算金が発生いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約最大使用量の超過</li> <li>・契約年間引取量の未達</li> <li>・契約年間最高使用量の超過</li> </ul> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社供給条件・料金表には次の内容で記載があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年間引取量は、契約年間使用量に0.7 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨てます。</li> <li>・契約年間最高使用量は、契約年間使用量に1.3 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げます。</li> </ul> <p>また、ご契約内容を変更したことにより上記事象が発生した場合も、精算金の対象となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>弊社落札の際、ご契約書の内容の記載変更及びご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書に追記いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
32	質 問	<p>仕様書3使用条件の概要(4)、1 1 契約年間ガス使用量の増減、契約書(案)(別紙)第1条(契約量)に関しまして、「契約最大需要期使用量」の記載がございますが、弊社では「契約最大需要期使用量」の定めがありません。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、契約書の内容を削除していただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
33	質 問	<p>仕様書4 供給期間、契約書(案)第7条(契約期間)に関しまして、「令和8年7月1日から令和9年6月30日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表に基づき、「前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日まで」と表記になるため「令和8年6月定例検針日翌日から令和9年6月定例検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。

34	質 問	仕様書8 検針日及び計量、契約書(案)第1 1条(検針日及び計量)に関しまして、「検針日は原則毎月月末とする」と記載がございますが、毎月の検針は一般ガス導管事業者様が定めた日に行われ、検針作業を行うのも一般ガス導管事業者様となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	よろしいです。
35	質 問	仕様書1 4その他(4)、契約書(案)第2 3条(定めのない事項)に関しまして、仕様書、契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、ご契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	落札後、協議の上作成するものとします。
36	質 問	仕様書1 5本契約期間中の変更予定についてに関しまして、令和9年4月1日より指定管理者による運営開始予定とされていますが、ガス需給契約は1年間契約が基本であるため、契約期間(令和8年7月1日～令和9年6月30日)は「高砂市病院事業管理者」との契約になると認識しております。 そのうえで、令和9年4月1日から令和9年6月30日までの期間については、契約名義は変更せず、ガス料金の支払者のみ「高砂市病院事業管理者」から「高砂市長」へ変更されるという理解でよろしいでしょうか。
	回 答	よろしいです。
37	質 問	契約書(案)第5条(契約金額)に関しまして、「(各金額には消費税及び地方消費税を含む)」と記載がございますが、弊社にて取り扱っている単価は税抜単価となります。弊社が落札させていただいた場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	よろしいです。

38	質 問	<p>契約書(案)第12条(年間契約ガス量の変更)に関しまして、「発注者と受注者の協議により年度毎に見直しができる」と記載がございますが、見直し後の年間使用量については、契約年間引取量(契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て)と契約年間最高使用量(契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ)の間で決定いただくこととなります。また、契約年間最高使用量の増量を希望される場合、原則として、増量を希望する日の3月前までに当社所定の様式により申込みを行っていただきます。なお、契約年間引取量について変更はできません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
39	質 問	<p>契約書(案)第15条(料金の算定)に関しまして、「毎月1日から当該月末日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表に基づき、ガス料金の算定期間は「前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
40	質 問	<p>契約書(案)第16条(支払方法)に関しまして、「請求書が適法であると認めたとき」と記載がございますが、どのようなものでしょうか。</p>
	回 答	<p>法令に従って正しく作成された請求書で、会計・税務・契約書等の観点から問題のないものを想定しています。例として、発行者の住所、氏名、インボイス登録番号、発行年月日、取引年月日、取引内容(数量等)、税率、消費税額、請求金額の合計、請求先の氏名、名称などが契約内容に則した内容で記載されたもの、または、適格請求書でこれらの項目を補完できれば問題ないと考えます。</p>
41	質 問	<p>契約書(案)第16条(支払方法)に関しまして、「検針日の翌日から起算して30日以内にそのガス料金を支払う」と記載がございますが、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

42	質 問	<p>契約書(案)第16条(支払方法)に関しまして、万が一「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」にお支払いをいただけなかった場合、延滞利息が発生いたします。弊社供給条件及び料金表では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>落札後、協議の上作成するものとします。</p>
43	質 問	<p>契約書(案)第16条(支払方法)2項に関しまして、「その月の検針日の翌日から原則として8日以内に前項の規定による請求を行う」と記載がございますが、年末年始および大型連休期間における対応は、通常とは異なるものと考えます。弊社落札の際は、8日以内に請求ができないことをご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

44	質 問	<p>契約書（案）（損害賠償）第18条に関しまして、「停電により・・・」と記載がありますが、ガス需給契約における具体的な事例をご教示いただきますようお願いいたします。</p>
	回 答	<p>契約書（案）（損害賠償）第18条につきまして、下記のとおり訂正させていただきます。</p> <p>（誤り）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。 (1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p> <p>（正）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。 (1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由を除き、受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p>
45	質 問	<p>弊社落札の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客さま負担となります） また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承くださいませでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

46	質 問	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。
	回 答	原則当院作成の契約書を使用します。 契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。 御社所定の「通知書」による取り扱いは出来ません。
47	質 問	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。
	回 答	原則当院作成の契約書を使用します。 契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。 電子契約サービスにより契約手続きを行うことは出来ません。
48	質 問	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。
	回 答	原則当院作成の契約書を使用します。 契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。
49	質 問	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。
	回 答	可能です。

50	質 問	本案件について、会計主体の異なるエリアが含まれていないという認識で相違ございませんでしょうか。もし、異なる会計主体に該当するエリアが含まれている場合には、弊社の落札時に書類（確認書）をご提出いただく必要がございます。なお、弊社落札後の契約協議の際に状況を確認させていただき、その内容を踏まえて提出の要否を判断いたします。
	回 答	よろしいです。
以下、質問はありません。		